

## 平成 26 年度第 4 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 26 年 7 月 28 日 (月)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 26 年 7 月 28 日 (月) 午前 10 時 00 分	
	議 長	会長 宍 戸 栄 一	
	閉 会	平成 26 年 7 月 28 日(月) 午前 11 時 20 分	
	議 長	会長 宍 戸 栄 一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 9 名 欠席 2 名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	菊 地 敏	○
	3	奥 山 稔	○
	4	佐 藤 博 幸	●
	5	山 本 俊 栄	○
	6	吉 田 謙 司	●
	7	湯 澤 敏 孝	○
	8	鎌 田 英 樹	○
	9	安 川 和 範	○
	10	黒 川 益 毅	○
	11	宍 戸 栄 一	○
議事録署名委員	仮議席番号	3 番 黒 川 益 毅 4 番 山 本 俊 栄	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	鎌 田 剛	
	事務局次長	橋 田 仁 司	
	総務係長	菅 雅 彦	

## 平成 26 年度第 4 回天塩町農業委員会総会

事務局 農業委員会の一般選挙後、最初に行われる総会でありますので、農業委員会等に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、会長が互選されるまで、町長が臨時議長を務めることとなります。

臨時議長 ただいまの出席委員は 9 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 26 年度第 4 回天塩町農業委員会総会を開催致します。

臨時議長 これから本日の会議を開きます。

日程第 1、仮議席指定の件を議題と致します。

仮議席は年長順に、ただいま着席の議席を指定致します。

日程第 2、議事録署名委員の指名の件を議題と致します。

議事録署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により臨時議長において

仮議席 3 番 黒川 益毅 君

仮議席 4 番 山本 俊栄 君

を指名致します。

日程第 3、議案第 1 号「農業委員会の互選について」を議題と致します。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定により「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と定められております。

従いまして、一般選挙後の総会において、委員の互選により決めることとなります。

臨時議長 お諮り致します。

会長の互選の方法について、どのように致しますか。

山本委員 選考委員による指名推薦でいかがでしょうか。

臨時議長 ただいま、選考委員による指名推薦とのご意見がありました。

これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

臨時議長 異議なしと認めます。

それでは、選考委員の選出方法はどのように致しますか。

また、選考委員は何名がよろしいかご意見を伺います。

山本委員 選考委員は 3 名とし、選出は議長に一任致します。

また、議案第 2 号であります「農業委員会会長職務代理者の互選について」も一括議題とすることを提案し、選考委員に指名推薦することはいかがでしょうか。

臨時議長 ただいま、選考委員は 3 名とし、選出は議長に一任するとのご意見がありました。これにご異議ありませんか。

また、議案第 2 号であります「農業委員会会長職務代理者の互選について」も一括議題とし、選考委員による指名推薦の提案がありました。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

臨時議長 日程第 5、議案第 2 号「農業委員会会長職務代理者の互選について」

- を議題と致します。
- 事務局より説明を求めます。
- 事務局 農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と定められてありますので、委員の互選により決めることとなります。
- 臨時議長 暫時休憩致します。
- 臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
選考委員を発表致します。  
奥山 稔さん、満保 豊さん、鎌田 英樹さん、以上3名の方々に選考委員をお願い致します。
- 臨時議長 選考委員に選出された方々は別室にて協議願います。  
暫時休憩致します。
- 臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
選考委員長より選考結果を報告願います。
- 奥山委員長 選考結果を発表致します。  
農業委員会会長に宍戸 栄一委員を推薦致します。  
また、農業委員会会長職務代理者には、黒川 益毅委員を推薦致します。
- 臨時議長 ただいま、奥山 稔選考委員長より報告ありましたが、会長には、宍戸 栄一委員、会長職務代理者には、黒川 益毅委員とすることにご異議ありませんか。
- 全員 異議なし。
- 臨時議長 異議なしと認めます。  
従いまして、宍戸 栄一委員が会長に、黒川 益毅委員が会長職務代理者に決定いたしました。  
これをもちまして臨時議長の職務を終わらせていただきます。  
ご協力ありがとうございました。
- 事務局 5ページをご覧ください。天塩町農業委員会会議規則第4条の規定により会長は、総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、これからの進行については、会長が議長となります。
- 議長 次に、日程第4会期決定の件を議題と致します。  
本総会の会期は、本日1日間としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。
- 全員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。従って、本総会の会期は本日1日間と決定致しました。
- 議長 日程第6、議席決定の件を議題といたします。  
決定方法について事務局より説明を求めます。
- 事務局 天塩町農業委員会会議規則第7条に「委員の議席は、改選後初の総会において抽選により定める。」となっておりますので、抽選により行います。なお、仮議席の順により抽選順を決定いたします。

議長 また、会長の議席は11番、職務代理者は10番といたします。  
ただいま事務局より説明のとおり、抽選の順番は仮議席の順により行  
います。  
議長 また、会長の議席は11番、職務代理者は10番といたします。  
それでは、仮議席の順に抽選を願います。  
議長 日程第7、議案第3号「農業委員会部会委員の互選について」を議題  
と致します。事務局より内容の説明を求めます。  
事務局 農業委員会部会規則第1条に「天塩町農業委員会に次の部会を置く。  
(1) 農地部会 (2) 農業振興部会 (3) 花嫁対策部会」また、第3条  
第1項に「部会の委員は総会で選出する。」と定められております。  
議長 また、各部会の人数については、定められておりません。  
ただいま、事務局より説明のとおり、各部会の定数が定まって降りま  
せん。  
お諮りします。  
各部会の定数につきましては、議長に一任していただきたいと思いま  
す。  
これにご異議ありませんか。  
全員 異議なし。  
議長 異議なしと認めます。  
よって、各部会の定数につきましては、議長において、農地部会が6  
名、農業振興部会が5名、花嫁対策部会が11名と決定させていただきます。  
事務局 なお、細部については事務局より説明させますのでご了承願います。  
① 農地部会及び農業振興部会については選挙による委員を半数と  
し、また選挙による委員をそれぞれ所属させる。また、会長、職務代理  
者については、両方の部会に所属させる。  
議長 ② 花嫁対策部会については、全員で組織させる。  
各委員の選出の方法についてどのように致しますか。  
鎌田委員 選出については議長に一任いたします。  
議長 ただいま、選出については議長に一任するとのことでしたが、  
これにご異議ございませんか。  
全員 異議なし。  
議長 異議なしと認めます。  
それでは、議席順に希望を取りまとめいたします。  
これにご異議ありませんか。  
全員 異議なし。  
議長 異議なしと認めます。  
よって、各部会の委員構成は、希望により取りまとめいたします。  
事務局より取りまとめをお願いします。  
事務局 取りまとめの結果を発表いたします。  
農地部会に奥山委員、佐藤委員、鎌田委員、吉田委員、宍戸会長、湯  
澤委員

農業振興部会に満保委員、黒川職務代理者、菊地委員、山本委員  
安川委員であります。

議長 部会の構成は、ただいま発表のとおりといたします。

次に、日程第8、議案第4号「農業委員会部会の部会長及び職務代理  
者の互選について」を議題と致します。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 天塩町農業委員会部会規則第3条第2項に「部会に部会長を置く、  
部会長は部会委員のうちから総会で選出する。」また、第3項には「部  
会長に事故あるときは部会の委員のうちから総会があらかじめ定めるも  
のがその職務を代理する。」とありますので、部会長及び職務代理者の  
選出についてお願いいたします。

議長 部会長及び職務代理者は、各部会の委員で協議し決定することとして  
よろしいですか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

それでは、各部会委員は別室にて協議して下さい。

暫時休憩致します。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各部会より報告願います。

鎌田委員 農地部会長に吉田 謙司委員、職務代理者に奥山 稔委員が選出さ  
れました。

山本委員 農業振興部会長に山本 俊栄委員、職務代理者に満保 豊委員が選出  
されました。

議長 ただいまの報告について、ご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

次に、花嫁対策部会につきましては、全員で構成される部会でありま  
すので、推薦により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

それではどなたか推薦をお願いします。

鎌田委員 花嫁対策部会長に宍戸 栄一委員、職務代理者には黒川 益毅委員を  
推薦致します。

議長 ただいま、花嫁対策部会長に宍戸 栄一委員、職務代理者に黒川 益  
毅委員が推薦されましたが、これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上で3部会の部会長、職務代理者が決定しました。

次に日程第9、議案第5号「天塩町酪農振興協議会委員の推薦に  
いて」

日程第10、議案第6号「天塩町農業後継者対策協議会委員の推薦について」

日程第11、議案第7号「天塩町総合計画審議会委員の推薦について」

日程第12、議案第8号「天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について」

以上4件を一括議題と致します。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 議案第5号「天塩町酪農振興協議会委員の推薦について」

12ページをご覧ください。

天塩町酪農振興協議会設置条例に基づき事業内容として第2条(1)～(7)の内容となっております。

第3条の3項には委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

議案第6号「天塩町農業後継者対策協議会委員の推薦について」

15ページをご覧ください。

天塩町農業後継者対策協議会規約により事業内容として第4条(1)～(6)の内容となっております。

議案第7号「天塩町総合計画審議会委員の推薦について」

18ページをご覧ください。

事業内容として、第2条に審議会は、天塩町の総合計画について、調査審議し、町長に建議する。

第3条に審議会は、(1)～(10)に掲げる委員20人以内で組織する。

第4条には、委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

議案第8号「天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について」

21ページをご覧ください。

天塩町振興基金運営協議会設置規則により事業内容として、協議会は次の各号への基金から生じる益金の充当及び交付について協議する。

事業内容として第2条(1)～(5)に掲げている内容となっております。

第3条には、委員の任期は、2年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

議長 お諮り致します。

推薦の方法についてどのように致しますか。

鎌田委員 推薦により決定してはいかがですか。

議長 ただいま、推薦とのご意見がありました。

これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。それでは、どなたか推薦をお願いします。

山本委員 天塩町酪農振興協議会委員については宍戸会長、天塩町農業後継者対策協議会委員については宍戸会長、天塩町総合計画審議会については黒川職務代理者、天塩町振興基金運営協議会については黒川職務代理者、をそれぞれ推薦いたします。

議長 ただいま推薦のとおりこれにご異議ありませんか。  
全員 異議なし。  
議長 従って、ただいまのとおり各委員は決定されました。

議長 日程第13、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」事務局よりその内容の説明を求めます。  
事務局 今回は、所有権移転1件のみの案件です。利用権設定総括表をご覧ください。24ページをご覧ください。

から に所有権移転するものです。  
この案件については、両者との間で ～ まで賃貸契約しておりますが、 に期限到来してから所有権移転するものです。なお、 が必要なので、今回の案件に含めました。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 日程第14、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局よりその内容の説明を求めます。

事務局 日程第14、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」別記第4号様式意見書の書式に基づいて説明申し上げます。28ページをご覧ください。

当該案件は、申請者 で申請地番は で、転用面積は m<sup>2</sup>となっております。転用目的は の建設で永久転用となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。建造物が農業用施設であり、天塩町農業振興地域整備計画の土地利用計画の変更も済んでいることから、転用についてはやむを得ないものと考えるところです。資力については、自己資金で対応することとなっておりますが、預金通帳の写しが添付されておりますので、問題ないと考えます。その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 日程第15、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請につ

いて」事務局よりその内容の説明を求めます。

事務局 日程第15、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」別記第4号様式意見書の書式に基づいて説明申し上げます。

44ページをご覧ください。

貸主は となっております。借主については、  
となっております。土地については、 となっております  
転用面積については、 m<sup>2</sup>となっております。転用目的は土採取  
で工期は、 より となっております  
おります。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。  
農地区分ですが、農振農用地区域内農地でありませんが、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。質問なしと認めます。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 日程第16、議案第12号「天塩町農業委員会活動目標について」事務局よりその内容の説明を求めます。

事務局 ただいま、議題となりました議案第12号「天塩町農業委員会活動目標について」ご説明申し上げます。58ページから60ページをご覧ください。

1つ目は、農地パトロールの実施としております。9月中旬から下旬にかけて、町農林水産課所管中山間地域等直接支払制度における現地確認調査と併せて実施する。日程等詳細決定後再度事務局より通知する。

2つ目は、農地、農家の実情、意向確認、相談ですが、各農業委員が農業者の立場になり、地域実情に応じた対応に努める。

3つ目は、農地の利用調整、あっせんですが、各農業委員が農協と連携を取りながら責任をもって処理にあたります。

4つ目は、農政の普及・浸透、農業者や地域に根ざした農政活動ですが、各種会議や研修に参加し、情報収集を図り、地域の農業者に伝える役割をします。

5つ目は、農業者年金の加入推進ですが、農協担当者を交え加入推進対策会議を実施する。1年間の間で加入推進に係る戸別訪問を各地区農業委員が連携して行います。

6つ目は、研修会、学習会の実施ですが、農業委員として理解しておかなければならない法令や制度について、11月から3月までの間で各関係機関より講師を招き、農業委員としての資質の向上に努める。

なお、このたび改選がございましたので、各地区担当割は別紙のとおり変更させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

7つ目は、各部会の学習会ですが、法令や制度については、4月から3月までの間で、総会終了後学習会として農業委員としての資質の向上に努める。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する審議を行います。

これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。

これにて本日の会議を閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会といたします。

平成26年7月28日

署名委員

仮議席（ 3 番 ）黒 川 益 毅 ㊟

仮議席（ 4 番 ）山 本 俊 栄 ㊟